

2023 G7 仙台科学技術大臣会合推進協力委員会規約

(名称)

第1条 本会は、2023 G7 仙台科学技術大臣会合推進協力委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、G7 仙台科学技術大臣会合（以下「科学技術大臣会合」という。）の成功に向け、地元関係機関が連携し、科学技術大臣会合の準備・開催支援、地元歓迎機運の醸成、仙台・東北地域の魅力発信に係る協力を行うことを目的とする。

(所掌)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 科学技術大臣会合の開催に対する支援、円滑な運営に係る協力に関する事
- (2) 科学技術大臣会合の地元開催機運の醸成に関する事
- (3) 科学技術大臣会合の歓迎事業の企画、運営、仙台・東北地域の魅力発信に関する事
- (4) 科学技術大臣会合の円滑な運営を図るための関係団体及び機関との連絡調整等に関する事
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事

(組織)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる団体をもって構成し、別表第2に掲げる役職にあるものを委員とする。

- 2 委員会は、その議決により、委員会を構成する団体を新たに加えることができる。
- 3 委員が別表第2に掲げる役職を離れたときは、その役職の後任者が委員となる。
- 4 委員の任期は、委員会が設置された日から委員会が解散する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、仙台市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから委員会の同意を得て会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

- 2 監事は、1名は委員のうちから、他の1名は委員以外のものから、委員会の同意を得て会長が選任する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査し、必要があるときは委員会に出席し、会長に意見を述べる事ができる。

4 監事の任期は、選任の日から委員会が解散する日までとする。

(顧問)

第8条 委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、宮城県知事をもって充てる。
- 3 顧問は、委員会に出席し、意見を述べ、また助言を行う。
- 4 顧問の任期は、委員会が解散する日までとする。

(参与)

第9条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が選任する。
- 3 参与は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 参与が委員会に出席できないときは、参与が指名する代理のものを出席させることを妨げない。
- 5 参与の任期は、委員会が解散する日までとする。

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 予算を定めること
 - (2) 決算を認定すること
 - (3) 事業計画を定めること
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (5) 上記に掲げるもののほか、委員会の運営に伴う重要な事項に関すること
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、代理のものを会議に出席させることができる。
- 5 会議における議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 6 会長は、必要がある場合には、会議に委員、顧問及び参与以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 7 第3項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による団体の追加その他会長が特に必要があると認めた議事については、書面により議決することができる。この場合において、当該議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第11条 会長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会において部会が検討すべきとされた事項について調査検討し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 3 部会についての必要な事項は、会長が別に定める。

(専決処分)

第12条 会長は、委員会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

(財務)

第13条 委員会の経費は、仙台市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の予算は、委員会の議決により定める。

3 会長は、出納に関する事務を終了したときは、速やかに決算を調製し、監事の監査を経て委員会の認定を受けなければならない。

4 委員会の会計は、当初予算の成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

5 委員会の会計に関して必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、仙台市文化観光局内に事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第15条 委員会は、第2条の目的を達成した後に、会長が解散を通知する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年10月28日から実施する。

別表第1（構成団体）

団 体 名
仙台市
宮城県
国立大学法人東北大学
宮城県警察本部
第二管区海上保安本部
宮城県市長会
一般社団法人東北経済連合会
仙台商工会議所
一般社団法人仙台経済同友会
株式会社河北新報社
東日本旅客鉄道株式会社 東北本部
仙台国際空港株式会社
一般社団法人東北観光推進機構
仙台ホテル総支配人協議会
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
公益財団法人仙台観光国際協会

別表第2（委員）

団 体 名	役 職
仙台市	市長
宮城県	経済商工観光部長
国立大学法人東北大学	総長
宮城県警察本部	本部長
第二管区海上保安本部	本部長
宮城県市長会	会長
一般社団法人東北経済連合会	会長
仙台商工会議所	会頭
一般社団法人仙台経済同友会	代表幹事
株式会社河北新報社	代表取締役社長
東日本旅客鉄道株式会社 東北本部	本部長
仙台国際空港株式会社	代表取締役
一般社団法人東北観光推進機構	理事長
仙台ホテル総支配人協議会	会長
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
公益財団法人仙台観光国際協会	理事長